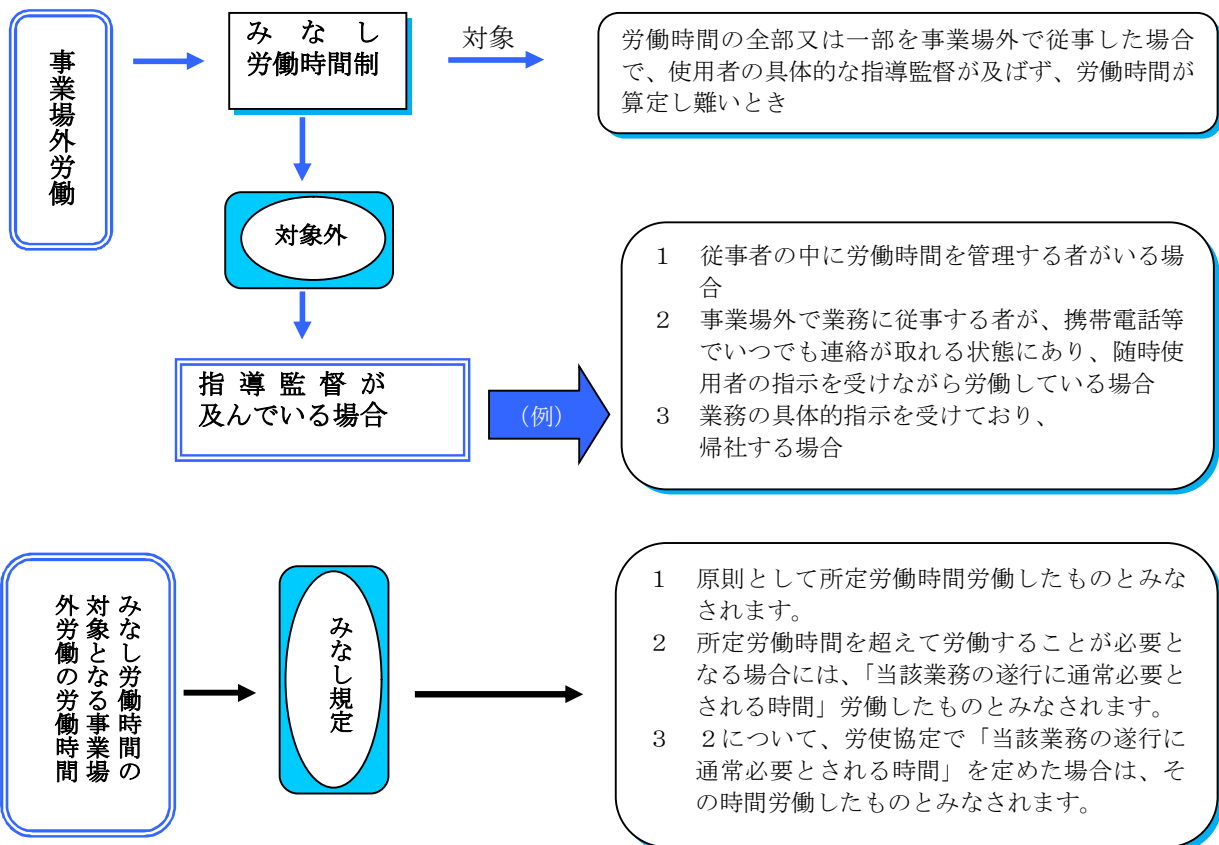


## 事業場外労働のみなし労働時間制（法第38条の2）

- 1 労働者が事業場外で労働し、労働時間の算定が困難な場合には、所定労働時間労働したものとみなされます。
- 2 事業場外労働で所定労働時間を超えて労働することが通常必要となる場合においては、「当該業務の遂行に通常必要とされる時間」又は「労使協定で定めた時間」労働したものとみなされます。



### ポイント1

労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合で、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなされ、労働時間の一部について事業場内で業務に従事した場合には、事業場内の労働時間を含めて、所定労働時間労働したものとみなされます。

### ポイント2

労使協定により、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなされる場合において、労働時間の一部について事業場内で業務に従事した場合には、当該事業場内の労働時間と事業場外で従事した業務の遂行に必要とされる時間とを加えた時間労働したものとみなされます。